

(仮称) 南河内地域公共交通会議規約 (案)

令和5年 月 日

(設置)

第1条 富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村(以下「関係市町村」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、関係市町村の区域(以下「南河内地域」という。)における地域公共交通計画の作成に関する協議及びその実施にかかる連絡調整を行なうとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、南河内地域における地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、共同して南河内地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、大阪府富田林市常盤町1番1号富田林市役所内とする。

2 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置き、関係市町村が協力してその事務を行う。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。ただし、一の市町村のみに関係する事項については、関係市町村がそれぞれ単独で設置する協議会(この交通会議と同等の目的により設置したものをいう。以下「単独協議会」という。)において協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の作成、変更及び実施に関する事項。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項。
- (3) その他交通会議の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 交通会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち、関係市町村の長(以下「関係市町村長」という。)の協議を経て、〇〇市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係市町村長がそれぞれ指名する者
- (2) 学識経験者
- (3) 国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長又はその指名する者
- (4) 大阪府知事が指名する者

- (5) 大阪府公安委員会が指名する者
- (6) 道路管理者が指名する者
- (7) 住民又は利用者の代表者
- (8) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその運転者が組織する
団体
- (9) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認めるもの
(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、委員の中から副会長を指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故で欠けたとき、又は会長に事故があるときは会長の職務を代理する。
(会議)

第7条 交通会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、必要に応じて代理者を出席させることができることとし、その代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 交通会議の議事は、出席委員の過半数の同意を得て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者に交通会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 6 交通会議は、原則公開とする。
- 7 会長は、交通会議の議案が緊急を要するものその他会長が軽微な事項であると判断したものについては、書面により意見の聴取及び議決を行うことをもって交通会議に代えることができる。
- 8 会長は、交通会議の結果を関係市町村長に意見具申するとともに、単独協議会において直近で開催する会議で報告するものとする。

(分科会等)

第8条 会長は、第3条の協議事項に関して、必要に応じて分科会等を設置することができる。

- 2 分科会等は、第4条に定める委員その他交通会議が必要と認めた者をもって組織する。
(協議結果の尊重義務)

第9条 交通会議で協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会計年度)

第10条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰入金その他収入をもって充てる。

(監査)

第12条 交通会議に監事を2名置き、会長の指名によりこれを定める。

2 監事は、交通会議の出納監査を行う。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償支給条例(昭和51年富田林市条例第20号)の定めるところによる。

(交通会議の解散等)

第15条 交通会議が解散した場合は、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(細則)

第16条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。